

せたな町事業所派遣型地域おこし協力隊受入 Q & A

1 協力隊の受入れについて

Q 1 - 1	協力隊の受け入れに条件はあるか。
Q 1 - 2	協力隊の要件はあるのか。
Q 1 - 3	一事業者あたり、協力隊を何人受け入れることができるのか。
Q 1 - 4	既に1人の協力隊を受け入れている状態で、追加で1人の協力隊の受入れを希望する場合、改めて申込書の提出が必要か。
Q 1 - 5	協力隊の待遇はどのようなものか。
Q 1 - 6	協力隊の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。
Q 1 - 7	町の審査を通過する前に協力隊候補者を探してよいか。

2 対象経費について

Q 2 - 1	どのような経費が対象になるのか。
Q 2 - 2	残業代は対象か。
Q 2 - 3	活動助成費で購入したものは誰の所有物か。
Q 2 - 4	自社での研修は対象になるのか。
Q 2 - 5	協力隊が関わる受入事業所の営業経費は対象になるのか。
Q 2 - 6	活動必要経費の請求には何が必要か。
Q 2 - 7	活動必要経費の支払いが委託契約期間後となる場合は、見積もりや金額のわかるもので対応可能か。
Q 2 - 8	商品開発にかかる経費として活用できるのか。
Q 2 - 9	キッチンカーなどでの出店販売にかかる経費は活動必要経費となるか。
Q 2 - 10	研修にかかる旅費は活動必要経費となるか。

3 協力隊の活動について

Q 3 - 1	受入事業所での就業以外の地域活動は、どのように考えればよいか。
Q 3 - 2	協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいか。
Q 3 - 3	相談事がある場合、どこに話せばよいか。
Q 3 - 4	協力隊の希望により雇用される受入事業所を変更することは可能か。

1 協力隊の受入れについて

Q 1－1：協力隊の受け入れに条件はあるか。

A 1－1：次のいずれにも該当すること

- ①せたな町内に事務所・事業所等を置く法人（株式会社・合同会社・合名合資会社・NPO法人・一般社団法人・社会福祉法人）及びせたな町内に住所を置く個人事業主であること。
 - ②自社で新たな取り組み、挑戦を行うこと。
 - ③協力隊の委嘱期間終了後も雇用を継続する意思があること。
 - ④協力隊の活動内容、研修内容に関して責任を持つ担当者を配置し、その担当者は役場からの問い合わせに迅速に対応すること。
- ※事業承継の場合は②と③は該当がないため別途協議必要。

Q 1－2：協力隊の要件はあるのか。

A 1－2：総務省制定の地域おこし協力隊推進要綱にもとづくものとします。

Q 1－3：一事業者あたり、協力隊を何人受け入れることができるのか。

A 1－3：2人まで受け入れることが可能です。1人当たり最大3年間の委嘱が可能です。任期途中に自己都合により退任した者がいる場合には、1人の枠について委嘱期間合計3年を限度として協力隊員の交代をすることができます。ただし、新規委嘱から1年未満の隊員が退任する場合には、任期が1年経過したとみなしてカウントします。

また、協力隊の受入れの申請をした事業者の子会社または親会社は同一事業者（関連会社）とみなし、親会社と子会社は合計で2人まで協力隊を受け入れることが可能です。

Q 1－4：既に1人の協力隊を受け入れている状態で、追加で1人の協力隊の受入れを希望する場合、改めて申込書の提出が必要か。

A 1－4：必要です。追加の一人が担う事業内容等を記載し、「せたな町地域おこし協力隊（事業所派遣型）受入事業所申込書（様式第1号）」を作成し提出してください。1人目の受入れ時と同様に審査します。

Q 1－5：協力隊の待遇はどのようなものか。

A 1－5：協力隊は受入事業所と雇用契約を結び、せたな町に在住した上で、受入事業所の事業活動に従事します。雇用契約や委任契約の内容については、協力隊と受入事業所との間でご確認ください。

事業活動への従事は雇用契約及び労働基準法または委任契約に沿うものとし、協力隊が地域イベント等のボランティア活動への参加、副業、休暇の取得等をする場合には受入事業所の許可を得てください。受入事業所は事業活動において協力隊と十

分な協議ができる環境づくりを心掛けてください。

Q 1－6：協力隊の任期が終了した後はどのような待遇となるのか。

A 1－6：そのまま受入事業所で雇用される他、ご自身で起業する等が考えられますが、協力隊と受入事業所の合意の上で決めることとなります。

Q 1－7：町の審査を通過する前に協力隊候補者を探してよいか。

A 1－7：募集することはできません。

2 対象経費について

Q 2－1：どのような経費が対象になるのか。

A 2－1：受入事業所に雇用される場合、事業者が負担する基本給、家賃補助、車両費、協力隊の活動に有効な研修費及び備品・消耗品費を対象とします。

また、金額に上限があります。

詳しくはせたな町まちづくり推進課まちづくり推進係におたずねください。

Q 2－2：残業代は対象か。

A 2－2：対象とはなりません。受入事業所が協力隊に支払う基本給の実負担額（上限額あり）が対象です。

Q 2－3：活動助成費で購入したものは誰の所有物か。

A 2－3：協力隊の所有物となります。なお、最低でも任期満了まで所有し続ける必要があります。

Q 2－4：自社での研修は対象になるのか。

A 2－4：対象とはなりません。社外の研修で、協力隊の活動（申請時の内容）のスキルアップにつながるものが対象となります。

Q 2－5：協力隊が関わる受入事業所の営業経費は対象になるのか。

A 2－5：対象となりません。営業経費は受入事業所が負担し事業活動を行ってください。

Q 2－6：活動必要経費の請求には何が必要か。

A 2－6：領収書等の支払いがわかる書類の写しを活動必要経費報告書へ添付し、翌月 10 日までに報告してください。請求書等の宛名は協力隊員名または受入事業所名となっている必要がありますが Q 2－5 に留意すること。

Q 2－7：活動必要経費の支払いが委託契約期間後となる場合は、見積もりや金額のわかるもので対応可能か。

A 2－7：委託契約期間内での支払いとなっていなければ対象となりません。見積書などの支払った日や金額が確定していないものは対象となりません。

Q 2－8：商品開発にかかる経費として活用できるのか。

A 2－8：受入事業所の新たな取り組みが商品開発となっていれば、試作経費は対象となります。ただし、商品として販売する経費については営業経費として受入事業所が負担してください。

Q 2－9：キッチンカーなどでの出店販売にかかる経費は活動必要経費となるか。

A 2－9：出店販売は営業経費として受入事業所が負担してください。

Q 2－10：研修にかかる旅費は活動必要経費となるか。

A 2－10：受入事業所の新たな取り組みに関する研修であれば対象となります。

3 協力隊の活動について

Q 3－1：受入事業所での就業以外の地域活動は、どのように考えればよいのか。

A 3－1：協力隊の活動として、就業以外に、毎月の受入事業所における活動の報告及び町、その他の団体が主催する協力隊対象の研修事業への参加があります。
地域おこし活動は、まちの課題の解決や教育、福祉等の分野において、協力隊のスキルを活かして行う町内での活動です。就業に影響する副業や地域おこし活動については、受入事業所と相談の上実施してください。

Q 3－2：協力隊の活動中にけがをした場合はどのように対応すればよいのか。

A 3－2：受入事業所による労災保険を活用してください。

Q 3－3：相談事がある場合、どこに話せばよいのか。

A 3－3：協力隊、受入事業所ともに、せたな町まちづくり推進課まちづくり推進係にお気軽にご相談ください。

Q 3－4：協力隊の希望により雇用される受入事業所を変更することは可能か。

A 3－4：変更することはできません。協力隊を退任し、本制度を活用せずに事業主と新たに雇用契約等を締結してください。